

改正

令和6年7月11日告示第85号

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定めることにより、多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方及びその一方の子（実子、養子又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）が家族として尊重し協力し合う関係をいう。

(届出の対象者)

第3条 パートナーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップを形成する者であつて、当該届出をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 双方又は一方が市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
  - イ 双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方とも、現に婚姻していない者であること。
- (4) 双方とも、パートナーシップの届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップがない者であること。
- (5) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない者同士（同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。）でないこと。

2 ファミリーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップの届出をすることができ

る者又は当該届出が受理された者で、双方又は一方にファミリーシップを形成する子又は親（15歳以上の者にあつては、ファミリーシップの届出をすることに同意している者に限る。）があるものとする。

（届出の方法）

第4条 パートナーシップ又はファミリーシップの届出をしようとする者は、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）に署名し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）届出書に記載する全ての者の住民票の写し（届出書を提出する日前3か月以内に発行されたものに限る。）

（2）パートナーシップの届出にあつては、戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（当該届出をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、次のいずれかの書類）（届出書を提出する日前3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 在日本大使館等の外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

（3）ファミリーシップの届出にあつては、子又は親が一方の子又は親であることを証明する書類

（4）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの届出をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

（2）旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券

（3）道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証

（4）官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第1項第2号イに該当する者は、届出書を提出した日から3か月以内に、住民票の写し等

転入したことを証明する書類を市長に提出しなければならない。

(通称名の使用)

第5条 パートナーシップの届出をしようとする者は、当該届出において、氏名以外の呼称であつて、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、及びその写しを提出しなければならない。

(証明書及び証明カードの交付)

第6条 市長は、届出書の提出があつたときは、第4条第2項に規定する方法による本人確認(以下「本人確認」という。)を行った上で、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(別記第2号様式。以下「証明書」という。)及び流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード(別記第3号様式。以下「証明カード」という。)を交付するものとする。この場合において、パートナーシップの届出をした者が前条第2項の規定により日常生活において通称名を使用していることが確認できたときは、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合にあつては、これに準ずるもの)のほか、通称名を証明書及び証明カードに記載するものとする。

(証明書及び証明カードの再交付)

第7条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者(以下「届出者」という。)は、証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書(別記第4号様式)により、市長に対し証明書又は証明カードの再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の再交付の申請があつたときは、本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。

(証明書及び証明カード記載事項の変更)

第8条 届出者は、届出書の記載事項に変更があつたときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届(別記第5号様式。以下「変更届」という。)に、その事実を証する書類並びに証明書及び証明カードを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更届の提出があつたときは、証明書及び証明カードの変更が必要なときは、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

(子の氏名の削除)

第9条 届出書に氏名が記載されている子は、15歳に達した日以後に、流山市ファミリーシップ届

出に関する申立書（別記第6号様式。以下「申立書」という。）を市長に提出することにより、届出書の記載事項から自身の氏名を削除する申立てを行うことができる。

- 2 市長は、前項の申立てを行う者が本人であることを確認するため、本人確認を行うものとする。
- 3 市長は、申立書が提出されたときは、届出者に対して、本人確認を行った上で、既に交付した証明書及び証明カードと引き換えに申立書を提出した者の氏名を削除した証明書及び証明カードを交付するものとする。

（証明書及び証明カードの返還等）

第10条 届出者は、次のいずれかに該当するときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（別記第7号様式。以下「返還届」という。）に、その事実を証する書類（第2号又は第3号に該当するときに限る。）並びに証明書及び証明カードを添えて市長に提出しなければならない。

- （1）パートナーシップが解消されたとき。
- （2）一方が死亡したとき。
- （3）第3条第1項第2号から第4号までの規定に該当しなくなったとき。

2 前項第2号の規定により返還届（ファミリーシップの届出を含むものに限る。）を提出した場合において、届出書に記載されている全ての者（死亡した者及び15歳未満の者を除く。）のファミリーシップを継続する旨の同意があるときは、当該ファミリーシップを継続できるものとする。この場合において、届出者は、ファミリーシップの継続に関する同意書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の同意書の提出があったときは、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

（届出の無効）

第11条 市長は、届出者が第3条第1項又は第2項の規定に該当しないことが判明したときは、パートナーシップ又はファミリーシップの届出を無効とし、証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

2 前項の規定により証明書及び証明カードの返還を求められた届出者は、既に交付されている証明書及び証明カードを速やかに市長に返還しなければならない。

（協定による手続）

第12条 第4条第1項の規定にかかわらず、本市に転入した者で、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した他の地方

公共団体（以下「協定締結都市」という。）において、証明書又は証明カードに類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けているものは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより、引き続きパートナーシップ又はファミリーシップの関係である旨の届出を行うことができる。

- (1) 転出元である協定締結都市が交付した証明書等類似書類
- (2) 住民票の写し等転入したことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の届出の場合に準用する。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出を第4条第1項の規定による届出とみなす。

4 市長は、前項の規定により届出があったものとみなして第6条の規定による証明書及び証明カードを交付したときは、当該交付を受けた者の転出元の協定締結都市に対し、その旨を通知するものとする。

5 第10条第1項の規定にかかわらず、本市から協定締結都市に転出した者が協定締結都市において協定に基づく手続を行い、協定締結都市からその旨の通知があったときは、同項の規定による手続を省略することができる。

（市民、事業者等への周知）

第13条 市長は、市民、事業者等がこの要綱の趣旨について理解し、社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

（届出書等の保存期間）

第14条 証明書及び証明カードの返還があったときを除き、届出書及び変更届の保存期間は、届出書を受理した日から30年間とする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和6年7月11日告示第85号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

私たちは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

なお、この届出に必要な範囲で、市長が私たちの公簿等の確認をすることに同意します。

1 届出者の情報

（フリガナ） 氏 名	（自署）	（自署）
通称名※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		
メールアドレス		

2 ファミリーシップ対象者の情報※2（15歳以上の方は本人が自署してください。）

（フリガナ） 子又は親の氏名	子又は親の別	生年月日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日

※1 通称名は、証明書等への記載を希望する方のみ記入してください。

※2 ファミリーシップ対象者がいる場合に記入してください。

（裏面あり）

(裏面)

3 確認事項等 (次に掲げる事項について必ずお二人で確認してください。)

確認事項 (内容を確認いただけた場合は「レ」を付してください。)	
互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任をもって協力し合うことを約束した二人である。	<input type="checkbox"/>
民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/>
届出をする日において、パートナーシップの届出をしようとする双方又は一方が市内に住所を有している(届出日後3月以内に市内への転入を予定している場合を含む。) 転入予定の場合: 転入予定者氏名 (転入予定日 年 月 日) 転入予定者氏名 (転入予定日 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
現に婚姻していない者である。	<input type="checkbox"/>
この届出をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係がない。	<input type="checkbox"/>
民法第734条及び735条に規定する婚姻をすることができない者同士(同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。)ではない。	<input type="checkbox"/>

遵守事項 (内容を確認いただけた場合は「レ」を付してください。)	
届出内容に変更があったときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等記載事項変更届に証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	<input type="checkbox"/>
流山市ファミリーシップ届出に関する申立書が提出されたときは、証明書及び証明カードを提出すること(ファミリーシップの届出をする方に限る。)	<input type="checkbox"/>
パートナーシップの解消、一方の者の死亡、双方の者の転出など届出要件を満たさなくなったときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書等返還届に証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	<input type="checkbox"/>
流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第11条第1項の規定により、パートナーシップ又はファミリーシップの届出が無効とされ、証明書及び証明カードの返還を求められたときは、速やかに返還すること。	<input type="checkbox"/>



第2号様式（第6条関係）  
第2号様式（第6条関係）

流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第6条の規定により、届出がなされ、これを受理したことを証明します。

1 パートナーシップ対象者

氏名			
通称名			
生年月日	年	月	日

2 ファミリーシップ対象者

子又は親の氏名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日



年 月 日

流山市長



第3号様式（第6条関係）  
第3号様式（第6条関係）

（表面）

5.4cm		第 号
	流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード	
流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第6条の規定により、届出がなされ、これを受理したことを証明します。		
届出日	交付日	
本人	パートナー	
住所	住所	
氏名	氏名	
年 月 日生	年 月 日生	
		
流山市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
8.6cm		

（裏面）

この証明カードは、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを届け出たお二人に交付するものです。法律上の効果が生じるものではありませんが、この趣旨を十分に御理解いただきますようお願いいたします。	
戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）	
本人	パートナー
_____	
ファミリーシップ対象者	
_____	
年 月 日生	年 月 日生
特記事項欄	
_____	

第4号様式（第7条関係）  
第4号様式（第7条関係）

流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等  
再交付申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 氏 名  
住 所  
電話番号

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付番号	第 号
再交付を必要とする理由	<input type="checkbox"/> 毀損、汚損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 ( )
再交付を必要とするもの	<input type="checkbox"/> 流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書 <input type="checkbox"/> 流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

第5号様式（第8条関係）  
第5号様式（第8条関係）

流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 氏 名

住 所

電話番号

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

交付番号	第 号	届出年月日	年 月 日
変更内容			

届出者の氏名の変更

氏名 (通称)	変更前	変更後
氏名 (通称)	変更前	変更後

届出者の住所の変更

住所	変更前	変更後
住所	変更前	変更後

ファミリーシップ対象者の氏名の変更

氏名	変更前	変更後
氏名	変更前	変更後

ファミリーシップ対象者の氏名の削除（氏名 ）

第6号様式（第9条関係）  
第6号様式（第9条関係）

流山市ファミリーシップ届出に関する申立書

年 月 日

（宛先）流山市長

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第9条第1項の規定により、ファミリーシップの届出書の記載事項から私の氏名の削除を申し立てます。

申立者	
フリガナ 氏 名	
生年月日	
住 所	
電話番号	

※申立書とあわせて本人確認書類（運転免許証等）を御持参ください。

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出者に関する確認事項

ファミリーシップの届出者	
フリガナ 氏 名	
フリガナ 氏 名	

第7号様式（第10条関係）  
第7号様式（第10条関係）

流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届

年 月 日

（宛先）流山市長

下記の理由により、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カードを返還します。

1 届出者の情報

（フリガナ） 氏 名	（自署）	（自署）
通 称 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		

\* 氏名は、一方が死亡したときを除いて、自署してください。

2 返還の理由（該当する事項に「レ」を入れてください。）

- パートナーシップを解消したため
- 一方が死亡したため
- 流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第3条第1項第2号、第3号又は第4号の要件に該当しなくなったため

第8号様式（第12条関係）  
第8号様式（第12条関係）

流山市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

私たちは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第12条第2項の規定により、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類の交付を受けていたこと及び次の事項について届出を行います。

なお、この申告に必要な範囲で、市長が私たちの公簿等の確認をすることに同意します。

1 届出内容（希望する届出内容に「レ」を入れてください。）

パートナーシップの届出       ファミリーシップの届出

2 届出者の情報

（フリガナ） 氏 名	（自署）	（自署）
通称名*1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		
メールアドレス		

3 ファミリーシップ対象者の情報\*2（15歳以上の方は本人が自署してください。）

（フリガナ） 子又は親の氏名	子又は親の別	生年月日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 子 / <input type="checkbox"/> 親	年 月 日

※1 通称名は、証明書等への記載を希望する方のみ記入してください。

※2 ファミリーシップ対象者がいる場合には、記載することができます。

(裏面)

4 確認事項等 (次に掲げる事項について必ずお二人で確認してください。)

<b>確認事項</b> (内容を確認いただけた場合は「レ」を付してください。)	
互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任をもって協力し合うことを約束した二人である。	<input type="checkbox"/>
民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/>
届出をする日において、パートナーシップの届出をしようとする双方又は一方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
現に婚姻していない者である。	<input type="checkbox"/>
この届出をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係がない。	<input type="checkbox"/>
民法第734条から736条までに規定する婚姻をすることができない者同士ではない。	<input type="checkbox"/>
本届出に基づき、転出元の地方公共団体に本届出があったことを通知することに同意する。	<input type="checkbox"/>

<b>遵守事項</b> (内容を確認いただけた場合は「レ」を付してください。)	
届出内容に変更があったときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等記載事項変更届に証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	<input type="checkbox"/>
流山市ファミリーシップ届出に関する申立書が提出されたときは、証明書及び証明カードを提出すること(ファミリーシップの届出をする方に限る。)	<input type="checkbox"/>
パートナーシップの解消、一方の者の死亡、双方の者の転出など届出要件を満たさなくなったときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書等返還届に証明書及び証明カードを添えて、提出すること。	<input type="checkbox"/>
流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第11条第1項の規定により、パートナーシップ又はファミリーシップの届出が無効とされ、証明書及び証明カードの返還を求められたときは、速やかに返還すること。	<input type="checkbox"/>